

霧島市条例第 24 号
令和 8 年 3 月 27 日

霧島市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第46の項から第48の項までを次のように改める。

46 農地法（昭和27年法律第229号）の規定による許可申請受理証明手数料	1 件につき 300円
47 農地転用に関する事実証明手数料	1 件につき 300円
48 非農地証明	1 筆につき 500円

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。